

仕 様 書

年 度 令和 7 年度

場 所 三原市久井町吉田

名 称 新久井浄水場活性炭入替工事 (No.2, No.3)

種 別 原水及び浄水

第 号

期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで (契約締結後 日間)

概 要	活性炭入替工 粒状活性炭 粒径:8~32メッシュ 2,442kg/基 N=2基
-----	---

特 記 仕 様 書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、新久井浄水場活性炭入替工事（No.2，No.3）に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・水道工事共通仕様書（令和7年4月）広島県水道広域連合企業団三原事務所
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島県
 - ※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・水道工事標準仕様書 2010 日本水道協会
 - ・その他関連規格類

第2節 現場管理

- 1 工事の施工については、場内の構造物を損傷させないように十分注意すること。万一損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示に従い受注者の負担において速やかに原形復旧すること。
- 2 受注者は、工事現場が隣接し、または同一場所において施工する別途工事がある場合は常に相互協調し十分調整の上、行程、施工管理等に努めること。
- 3 受注者は工事現場内の労働安全に留意し、風紀及び衛生の取締りならびに火災、盗難、その他事故防止について責任を持って十分な注意を払うこと。

第3節 諸法令の順守等

- 1 本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載のない事項については現行の下記によること。
 - 1) 日本水道協会規格（JWWA）
 - 2) 日本工業規格（JIS）
 - 3) 水道施設設計指針・解説
 - 4) 水道維持管理指針

- 5) 労働基準法
- 6) 労働安全衛生規則
- 7) その他関係法規

第2章 材料

第1節 適用

活性炭ろ材は、活性炭ろ過機内にて使用するもので、次の規格に適合するものとする。

第2節 粒状活性炭（JWWA A 114:2006）

- 1 粒 径：8～32 メッシュ
- 2 活性炭積高：2,000mm
- 3 ろ 材 量：2,442kg/基（かさ比重 0.48 前後）
- 4 数 量：2基分（4,884kg）

第3節 提出書類等

- 1 粒状活性炭充填図
- 2 粒状活性炭納入規格書
- 3 工程表
- 4 各種検査成績表
- 5 その他必要なもの

第3章 施工条件

第1節 作業時間等

作業時間は、月曜日から金曜日の8時 30 分から 17 時 00 分までの間とし、土日祝日は休工とする。やむを得ず、作業をおこなう場合は監督員と協議すること。（場内への入場は 8 時以降とする。）

第2節 仮設物

作業員詰所、工作小屋、資材置場及び足場等の仮設物を場内へ設置する場合は、その設置位置等について監督員と協議すること。

第3節 工事用電力、用水、電話等

工事用の電力、水、電話等に必要な仮設物は受注者がその手続きをし、設置および撤去までを行うものとする。なお、これらの費用はすべて受注者の負担とする。ただし、監督員が承諾した場合は既存設備を使用することができる。また、試験および試運転等に必要な電力および用水は支給する。

第4章 施工管理

第1節 工事内容

- 1 活性炭ろ過機内の粒状活性炭搬出
活性炭ろ過機内の既設粒状活性炭を搬出する。
- 2 粒状活性炭敷詰
粒状活性炭を搬入し、不陸整正を行いながら敷均す。

第2節 工程管理

受注者は、1週間分の工事日報を翌週の月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）までに、その週の週間工程とあわせ提出するものとする。また、添付書類について監督員から補足を求められた場合は、直ちに提出しなければならない。なお、工事日報について、現場での作業等が発生しない日の提出は不要とする。

第3節 検査及び試験

- 1 本工事における検査（工場検査・完成検査）及び試験の詳細については監督員との打合せによるものとする。
- 2 主要材料については、工場検査を行うものとするが、メーカー等の試験成績書等で確認できる場合は監督員の承諾を受け省略することができる。
- 3 検査及び試験に要する一切の費用はすべて受注者の負担とする。ただし、企業団職員の派遣費等は含まない。

第4節 その他

- 1 本設計図書等は設計の大意を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記無くとも受注者の負担において完全に施工すること。
- 2 工事完了後、後片付け、清掃及び仮設物の撤去等は速やかに行うこと。
- 3 本特記仕様書及び設計図面等に明示のない事項、またはその内容に疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

第5章 その他

第1節 その他

- 1 浄水場内に入る予定のあるすべての人の腸内細菌検査を行い、その結果報告書を提出した後に工事着手すること。
- 2 活性炭ろ過機内に入る前に、次亜塩素酸ナトリウムを入れた洗い桶で履物を消毒し、機内を汚染しないようにすること。
- 3 活性炭ろ過機廻りでエンジン動力の機械等を使用する場合は、作業開始前に十分に点検し油漏れ等がないことを確認して、監督員の確認を受けること。

第2節 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第 54 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本工事費						
	1	式				
活性炭入替工					Lv1	
	1	式				
材料費					Lv2	
	1	式				
材料					Lv3	
	1	式				
粒状活性炭 JWWA A114 2基分（No.2，No.3）					Lv4	
	1	式				
労務費					Lv2	
	1	式				
労務					Lv3	
	1	式				
入替労務					Lv4	
	1	式				
直接工事費計						

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要とする
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				

新久井浄水場活性炭入替工事 (No.2, No.3)

工事数量総括表

[illegible]